

# 研修医の実務に関する規程

## 1. 研修医の診療における役割、指導医との連携、診療上の責任

### 1) 研修医の役割

研修医は、指導医または上級医とともに患者を受け持ち、患者安全に努める。  
研修医は単独で患者を担当しない。

### 2) 指導医との連携

研修医が指示を出す場合は、指導医・上級医によく相談し、指導を受ける。

### 3) 診療上の責任

研修医が患者を担当する場合の診療上の責任は、各診療科の指導医にある。

### 4) 指導医の承認

研修医は、指示や実施した診療行為について指導医に提示する。指導医・上級医は、それを確認し、診療録に記録を残す。

### 5) 夜間や指導医不在時の研修医の診療行為への責任体制および指導体制

夜間や指導医不在時は、勤務している医師の中の最も上級の医師が指導の責任を持つ。診療行為の最終責任はプログラム責任者が持つ。

### 6) 実績の記録

研修医は、自身が参加した学会や研修等のあらゆる活動及び自身が経験した手技及びあらゆる診療行為について、臨床研修報告書(研修日報)へ記録を行う。ローテート最終日に指導医へ提示または確認依頼を行う。指導医・上級医は臨床研修報告書の内容を確認の上、フィードバックを行う。

### 7) 研修医であることの明示

研修医は業務中に名札を着用し、身分・氏名を明示する。

### 8) プライバシー及び個人情報の保護と守秘義務

研修医は機構が定める「個人情報保護方針」に基づき、患者及びその家族のプライバシーの保護と守秘義務に努め、情報の取扱いには十分に注意する。

### 9) 人間性尊重

研修医は診療チームの一員であることを自覚し、医師・他職種並びに患者・家族に思いやりや礼節をもって接し、自身が関わる全ての人の人間性を尊重し、円滑な連携および良好な人間関係・信頼関係の形成に努める。

### 10) 医療安全・感染対策・臨床倫理

研修医は患者安全および感染対策、臨床倫理に十分配慮した診療を行う。また、疑義照会を含むインシデントが生じた際は、遅滞なくインシデントレポートを作成し、医療安全推進室に報告する。

## 2. 研修医の指示出し基準

上記1の指導のもとに看護師を含む医療従事者へ指示を行う。その際には「研修医の医療行為に関する基準」を参考にする。レベル1の医療行為においては単独で指示・実施して良いが、レベル2においては指導医・上級医の承認、レベル3においては指導医・上級医の立ち会いのもと、指示・実施する。

### 3. 研修医の実務規程

#### 1) 病棟

- ア. 研修医は研修プログラムの一環として、病棟での入院診療を行う。
- イ. 研修医の入院診療業務における役割は、副主治医であり、電子カルテ上では「担当医」として登録する。
- ウ. 研修医の診療業務は、研修プログラムに規定された範囲内の診療行為に限る。また、上級医の指導のもとに行う。「研修医の医療行為に関する基準」を参考にする。
- エ. 研修医は、入職後のオリエンテーションでプログラム責任者と相談の上、研修ローテートを決定する。また、ローテーションの変更を希望する際は、原則、変更を希望する研修が開始される月の 2 ヶ月前までにプログラム責任者に相談し、直近に開催される医師臨床研修カリキュラム委員会でローテーションの変更が承認された場合にのみ認められる。ただし、事情により緊急を要する場合はこの限りではなく、プログラム責任者の承認をもって、ローテーションの変更を認める。
- オ. 診療対象は、ローテーション中の診療科部長（診療科責任者）により指定された患者とする。
- カ. 入院患者の診察は原則として病室で行う。
- キ. 入院患者に対する処置の一部は、処置室で行う。
- ク. 入院診療記録作成や画像閲覧は、院内に設置されている電子カルテを用いて行う。
- ケ. 研修医は、病棟において行った全ての診療行為について、入院診療記録を速やかに作成した後、指導医・上級医のチェックを受ける。
- コ. 研修医は、看護師などの病棟スタッフと協力して診療に当たる。

#### 2) 一般外来および救急外来

##### 【一般外来】

- ア. 研修医は各診療科研修プログラムの研修と並行して外来診療を行う。
- イ. 研修医の診療業務は、研修カリキュラムに規定された範囲内の診療行為に限る。
- ウ. 研修医の外来診療業務は、指導医又は指導医より指名を受けた外来診察担当医の監督・指導のもとに行う。
- エ. 診療対象は、外来診察担当医により承諾を得られた患者とする。
- オ. 診療行為を行う際には、常に患者へのインフォームド・コンセントを十分に行い、安全な医療に努める。
- カ. 研修医は患者承諾及び自身で行なった全ての診察内容を診察後、遅滞なく電子カルテに記載し、指導医・上級医の確認、指導、承認を受ける。
- キ. 研修医は、指導医の助言、指導、判断が得られない場合、自己の診察能力を見極め、単独診療は行わない。
- ク. 研修医は、検査、処方・点滴等について、指導医・上級医の指導の下にオーダーを行う。
- ケ. 研修医は、指導医・上級医と相談の上、次回の外来診察日を決定し、それまでの生活上の注意点などについて患者・家族に指導を行う。
- コ. 研修医は、他院からの紹介患者に対して、診療結果を紹介状の返信として作成する。また、かかりつけ医への紹介が必要な患者に対して診療情報提供書を作

成する。

- サ. 研修医は面接・診察の過程で患者に苦痛を強いたり、傷害をもたらしたりすることのないよう、プライバシーや倫理面にも十分に配慮する。特に乳房の診察や泌尿・生殖器の診察（産婦人科的診察を含む）を行う場合は、指導医あるいは女性看護師等の立ち会いの下に行う。
- シ. 診察の過程で患者・家族との間にトラブルが生じた場合は、すぐに指導医・上級医の指示を仰ぎ、必要に応じて診察を交代する。

#### 【救急外来】

- ア. 研修医は研修プログラムの一環として、救急外来診療を行う。
- イ. 研修医は、一般的な疾患を中心に全ての救急患者の診療を行う。
- ウ. 平日の日勤帯の患者は、救急担当医と共に当該診療科所属研修医が対応する。
- エ. 夜間・土日祝祭日は、日勤・夜勤当番の指導医・上級医と共に当番研修医が対応する。
- オ. 指導医・上級医の許可、監視のもとに研修規程を遵守しながら研修医が診察を行い、診察の最後に指導医・上級医のチェックを受ける。
- カ. 診察内容については、診察後に遅滞なく電子カルテに記載し、指導医・上級医の確認、指導、承認を受ける。
- キ. 救急外来患者の帰宅の決定は、指導医・上級医が必ず行う。研修医だけで行っ  
てはならない。
- ク. 日勤・夜勤当番中の研修医は、必ず PHS で連絡が取れるようにしておく。
- ケ. 医療者として接遇に配慮し、医療安全・感染対策の実施を徹底する。
- コ. 研修医は、指導医・上級医の指示のもと、採血・レントゲン・CT・心電図等の  
各種検査オーダーを行う。
- サ. 研修医は、チーム医療の一員として担当する患者の診療方針を看護師やコメ  
ディカルに伝える。また、患者の移乗や搬送についても、看護師や救命士等のコ  
メディカルと協力して行う。
- シ. 研修医は、指導医の確認のもと、患者や患者家族への病状説明を行う。患者を  
帰宅させる場合は指導医・上級医の確認のもと、指導医・上級医の責任の上で  
行う。
- ス. 診察の過程で患者・家族との間にトラブルが生じた場合は、すぐに指導医・上  
級医の指示を仰ぎ、必要に応じて診察を交代する。

#### 3) 手術室

- ア. 初めて入室する前にオリエンテーションを受けておく。
  - ① 更衣室、ロッカー、履物、術着について
  - ② 手洗い、ガウンテクニックの実習
  - ③ 清潔・不潔の概念と行動
- イ. 帽子、マスク、ゴーグルを着用する
- ウ. 手術室スタッフ不在時の入室は禁止する。
- エ. 不明な点があれば、手術室師長・看護師に尋ねる。

#### 4) 当番

- ア. 休日の日勤・夜勤の当番は、指導医又は上級医と共に2人以上で行う。

- イ. 休日の日勤・夜勤の当番を 1 年次の研修医が行う場合は、必ず指導医又は上級医と共に診療を行う。2 年次の研修医が行う場合は、状況によっては、指導医又は上級医に電話で相談の上、1 人で診療を行うことも可能である。ただし、診療後は必ず指導医又は上級医に報告しなければならない。
- ウ. 協力型医療機関での研修中は、協力型医療機関の指導医の指示に従う。
- エ. 当番勤務中は、当番勤務を優先する。
- オ. 当院での日勤・夜勤当番は原則として、月に合計 6 回を超えないものとする。なお、月に 6 回を超えて当番を希望する場合は、プログラム責任者に相談し、プログラム責任者が許可をした場合にのみこれを認める。
- カ. 小児科を研修中は、原則少なくとも 2 回は小児科当番を優先して入るものとする。
- キ. 当番勤務の翌日は、勤務から外れることを原則とする。
- ク. 一日に日勤と夜勤両方の当番をおこなった場合、同一日であっても日勤と夜勤の当番はそれぞれ一回ずつ数える。(例：ある土曜日に日勤と夜勤両方の当番をした際は 2 回当番をしたものと数える)
- ケ. 当センター以外での病院および施設での研修中は、当センターでの当番を原則禁止とする。ただし、他病院および他施設での研修中に当センターの当番を希望する場合は、プログラム責任者に相談し、プログラム責任者が許可した場合にのみこれを認める。
- コ. 研修医が監視なしで行える業務については「研修医の医療行為に関する基準」を参照。

#### 附則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日より施行する  
この規程は平成 30 年 4 月 1 日より施行する  
この規定は令和 4 年 9 月 27 日より施行する  
この規定は令和 4 年 11 月 30 日より施行する  
この規程は令和 5 年 11 月 29 日より施行する  
この規定は令和 6 年 1 月 30 日より施行する  
この規定は令和 7 年 1 0 月 1 日より施行する  
この規定は令和 7 年 1 1 月 1 日より施行する